

不動産公売のお知らせ

下記の日程で不動産公売を実施する予定です。

【公売日】

平成23年1月12日(水)

午後1時30分から午後2時まで

【公売場所】

徳島県徳島合同庁舎4階会議室
(徳島市新蔵町1丁目67番地)

【公売物件】

小松島市金磯町字入江町90番6
(地目:田、地籍:248㎡)

【最低公売価額】

1,600,000円

【その他】

入札参加の条件として、農業委員会発行の
買受適格証明書の提出が必要となります。

お問い合わせは、徳島滞納整理機構
(☎088・654・7590)まで。



国民年金保険料の年末調整や確定申告は「領収書」・「証明書」の添付が必要です

国民年金保険料は、所得税および住民税等の申告において全額が社会保険料控除(非課税)の対象となります。

また、配偶者やご家族の保険料を納めた場合も申告することができます。

年末調整や確定申告の手続きの際、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する**控除証明書**(証明内容は、本年1月1日から9月30日までに納付された国民年金保険料の額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です)または**領収書**が必要となります。

控除証明書の送付について、国民年金保険料を平成22年1月1日から9月30日までの間に納付された方は、平成22年11月上旬に送付します。

また、平成22年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて納付された方は、平成23年1月下旬に送付する予定です。

●お問い合わせ先

徳島南年金事務所(☎088・652・3114)まで。

税務署からのお知らせ

～ 相続または贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱い変更について ～

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早目のお手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

お問い合わせは、徳島税務署(☎088・622・4131)まで。